

泉佐野市住宅リフォーム助成事業

補助金届出の手引き

泉佐野市都市整備部都市計画課

【泉佐野市住宅リフォーム助成事業】

泉佐野市民が安心して住み続けられる住まいづくり及び市内産業の活性化を図ることを目的に、市民が市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対し、泉佐野市住宅リフォーム助成事業補助金を交付します。

【助成事業の期間について】

泉佐野市住宅リフォーム助成事業制度は、泉佐野市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱に基づきリフォームを行う場合、申請年度の1月末日まで随時受け付けます。

【補助の対象について】

○補助対象者(以下のいずれにも該当する方)

- ・泉佐野市に居住している方又は転入予定の方。
- ・住宅リフォーム工事について、市内の施工業者を利用する者。
※市内業者とは、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人業者であり、法人の場合は法人番号により、個人業者の場合は印鑑証明の住所により確認します。
また、建設業許可を必要とする工事の場合は、建設業許可番号を確認します。
- ・市税を滞納していない方。

○補助対象住宅

- ・建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されており、築5年以上であること。
- ・個人が所有する住宅であること。(賃貸住宅は除く)
- ・補助対象者(申請者)が居住している住宅又はこれから居住しようとする住宅。

○補助対象工事

- ・住宅の機能改善・向上のために行う改修及び模様替え等であるもの
- ・申請年度の3月15日(当該日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに完了実績報告書が提出できるもの
- ・住宅リフォーム工事に要した補助対象工事費用が30万円以上であるもの

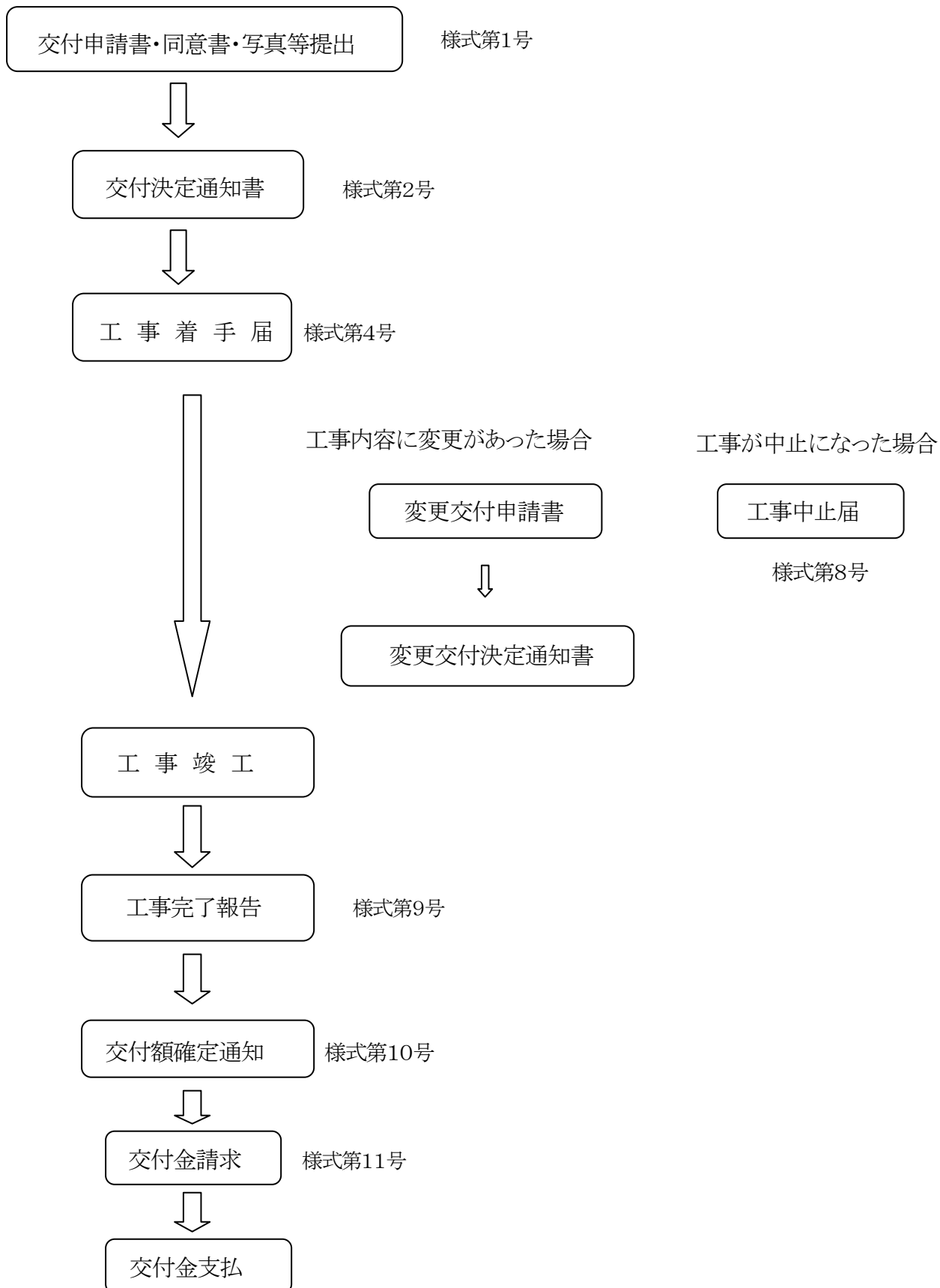
○補助金額

- ・一律100,000円。

【補助の対象とならない工事】

住宅に附帯する門扉、ブロック塀、擁壁、車庫、道路等の新設又は修繕する工事や電化製品等の購入や取付け又は部品交換に要する経費。国、府及び市から補助(耐震改修工事分を含みます。)、融資等を受ける工事に要する経費は補助対象にはなりません。

【申請から助成までの流れ】



【交付申請に必要な書類】

- | | |
|---|-----|
| ○泉佐野市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号) | 1部 |
| ○添付書類(様式第1号の添付資料を含む) | 各1部 |
| ・位置図(付近見取図) | |
| ・住宅リフォーム工事に係る見積明細書 | |
| ・住宅リフォーム工事工程表 | |
| ・補助対象住宅の全部事項証明書(写し可) | |
| ・同意書(補助対象住宅の所有者と占有者(居住者)が異なる場合) | |
| ・同意書(補助対象住宅の所有者が複数の場合) | |
| ・対象住宅の工事箇所詳細が記載された平面図 | |
| ・住宅リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所の写真 | |
| ※撮影位置を平面図に記載してください。プリントアウトしたものに限りです。 | |
| A4台紙に貼り付けて下さい。リフォーム工事を行う部屋ごとに1枚以上写真を付けて下さい。 | |
| ・未納の税額がない証明 | |

【変更申請に必要な書類】

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ○泉佐野市住宅リフォーム助成事業補助金交付変更申請書(様式第5号) | 1部 |
| * 交付申請の内容を変更しようとするとき | |
| ○泉佐野市住宅リフォーム助成事業工事変更届(様式第6号) | 1部 |
| * 補助金の額に変更を生じないとき | |
| ○添付資料 | 各1部 |
| ・変更見積書 | |
| * 対象工事と対象工事外とを区別したもの | |
| ・工事変更平面図等 | |
| * 対象工事と対象工事外とがそれぞれわかるように区別してください。 | |
| ・工事変更箇所の写真 | |
| * 撮影位置を平面図に記載してください。 | |
| リフォーム工事を行う部屋ごとに1枚以上写真を付けてください。 | |
| 変更に起因する箇所が写ったものを付けて下さい。 | |

なお、変更申請により工事費が増額になっても、交付決定額からの増額はありませぬ。

【実績報告に必要な書類】

- 泉佐野市住宅リフォーム助成事業工事完了届(様式第9号) 1部
- 添付資料
 - ・住宅リフォーム工事費の領収書の写し
 - ・住宅リフォーム工事費の明細書
 - ・工事完了平面図等の工事箇所がわかる図面
 - ・工事完了箇所の写真
 - *撮影位置を平面図に記載してください。
 - リフォーム工事を行った部屋ごとに1枚以上写真を付けてください。
- 注意事項
 - ・申請年度の3月15日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに上記の書類を全て提出できない場合は、補助金の交付はできません。
 - ・工事完了届提出後に職員による現場の確認を実施し、現場確認後に工事が適正に行われたことが認められると交付額確定通知書を発行します。

【交付請求に必要な書類】

- 泉佐野市住宅リフォーム助成事業工事補助金交付請求書(様式第11号) 1部
- 委任状(代理人による提出の場合) 1部